

令和6年度大田区定額減税補足給付金 (調整給付金)の手続きはお済みですか？

※給付金を受け取るためには、確認書の提出が必要です。

◆**確認書の提出期限:令和6年10月31日(木)(当日消印有効)**

令和6年度大田区定額減税補足給付金(調整給付金)支給要件
確認書の提出期限は、**令和6年10月31日(木)まで(当日消印
有効)**となっています。

まだ提出がお済みでない方は、下記の書類をご確認のうえ、
返信用封筒にてご返送ください。

● 確認書

(支給要件及び誓約・同意事項をご確認のうえ、必要事項をご記入ください。)

● 振込先口座の確認書類

(通帳の口座番号及び口座名義人が分かるページ又はキャッシュカード)のコピー

※支給対象者以外の方が代理で申請又は受給する場合は、上記2点とあわせて、
以下の書類が必要となります。

● 支給対象者の本人確認書類(マイナンバーや運転免許証等)のコピー

● 代理人の本人確認書類(マイナンバーや運転免許証等)のコピー

ご不明な点等がありましたら、下記の調整給付金コールセンターまでお問い合わせ
ください。

大田区調整給付金コールセンター

0120-785-804

受付時間 ●平日(月～金):8時30分から19時まで

●土日、祝日:8時30分から17時まで